

臨床心理相談室感染防止対策 改訂版

2021年10月27日

引き続きコロナ・ウィルスの感染拡大の予防が求められる状況ですが、臨床心理相談室は、感染拡大防止に最大限留意する形で運営していく方針です。つきましては、相談室スタッフは、「尚絅学院大学 COVID-19 感染防止ガイドライン 改訂版(2021年5月)」を踏まえて、以下の感染防止策を遵守してください。

I スタッフの感染防止について

- 1 「尚絅学院大学 COVID-19 感染防止ガイドライン 改訂版(2021年5月)」ほか、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方及び宮城県の新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、引き続き、感染を招かないよう自重して生活してください。
- 2 スタッフは、熱や咳など感染が疑われる症状が見られたときは、速やかに県及び仙台市の「健康相談窓口」(022-398-9211)に連絡してください。
- 3 相談室玄関には消毒液を設置し、自身が入室する際は必ず消毒すること。
- 4 スタッフは、面接前に検温し、またその他の症状が見られないかチェックしてください。少しでも疑わしい場合は、相談室に連絡して面接をキャンセルすること。
- 7 面接実施にあたっては、面接担当者は必ずマスクを着用すること。面接中は、面接者とクライアントの間に相談室備品のアクリル板を置き、直接接触することはもちろん、紙等の資料のやり取りも基本的に慎むこと（アクリル板設置に伴い、フェイスシールドは用いないことにします）。
- 8 面接は、通常よりも距離を離して行うこと（おおむね、2メートル以上）。
- 9 換気を十分にするため、可能であれば、クライアントに了承を取った上で、窓や入口ドアなどを半開にして面接を行うこと。
- 10 面接終了後は、面接室の机やドアの取手等を消毒すること。
- 11 本チェックリストは、面接記録表と一緒にファイルに閉じて保管しておくこと。

II クライアントの感染防止について

- 1 相談室玄関に入室する際は、相談室備え付けの消毒液で、必ず消毒していただく。
- 2 面接担当者は、面接実施直前に、クライアントに、別紙チェックリストの、いずれかの項目に該当する場合は面接を中止する可能性があることを伝えた上で、チェックリストにしたがって、（入構チェックシートに加えて）クライアントについて、再度チェックを行う。
その結果、感染の恐れありと判断した場合は、クライアントに理由を十分に説明した上で、面接を中止すること。
- 3 面接実施にあたっては、クライアントに必ずマスクを着用していただく。マスクを着用されない場合は、対面での面接を実施できないことを伝える。
- 4 HP上の連絡において、上記の他、クライアントが来室される際は、「尚絅学院大学入構チェ

ックシート」を守衛所にて提出いただくことなど、感染防止対策について掲示する。

Ⅲ 学生の感染防止について

- 1 ケースの指導教員が、「尚絅学院大学 COVID-19 感染防止ガイドライン 改訂版(2021 年 5 月)」ほか、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方及び宮城県の新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、感染を招かないよう自重して生活を送るよう指導する。
- 2 ケース指導教員は、ケース担当学生に対し、熱や咳など感染が疑われる症状が見られたときは、速やかに県及び仙台市の「健康相談窓口」(022-398-9211)に連絡するよう指導する。
- 3 ケース指導教員及び相談室事務員は、学生に、相談室玄関に備え付けの消毒液により、相談室に入室する際は必ず消毒させる。
- 4 ケース指導教員は、学生に対し、面接前に検温し、またその他の症状が見られないかチェックし、また少しでも疑わしい場合は、相談室に連絡して面接をキャンセルするよう指導する。
- 5 面接中は、面接者とクライアントの間に相談室備品のアクリル板を置き、直接接触することはもちろん、紙等の資料のやり取りも基本的に慎むよう指導する。
- 6 面接は、通常よりも距離を離して行わせる（おおむね、2メートル以上）。
- 7 換気を十分にするため、可能であれば、クライアントに了承を取った上で、窓や入口ドアなどを半開にして面接を行うよう指導する。